

秋田県地球温暖化対策推進条例
温室効果ガス排出抑制計画書等
作成・提出の手引き

令和5年4月
秋田県

目 次

第1 総 論

1 計画書及び報告書の作成・提出が必要な事業者	1
2 原油換算エネルギー使用量の算定方法	2
3 計画書及び報告書の提出	3
4 温室効果ガス排出量の算定方法	5

第2 計画書及び報告書の作成

1 計画書の記載要領	8
2 報告書の記載要領	13

第3 計画書の変更等

1 計画書の変更	16
2 計画書の廃止	16
3 計画書又は報告書の公表	16
4 計画書制度に関する問い合わせ先	16

様式

別紙1 原油換算エネルギー使用量算定表	17
別紙2 温室効果ガス排出量算定表	18

参考資料

表-1 エネルギーの種類別の単位発熱量	20
表-2 燃料の使用に関する排出係数	21
表-3 温室効果ガスの種類ごとの地球温暖化係数	22
表-4 日本標準産業分類 中分類（平成25年10月改訂版）	23

第1 総論

1 計画書及び報告書の作成・提出が必要な事業者

この計画書制度において、「温室効果ガス排出抑制計画書（以下「計画書」という。）」及び「温室効果ガス排出量等報告書（以下「報告書」という。）」を提出する必要がある事業者（特定事業者）は、次の（１）及び（２）に該当する事業者です。

なお、特定事業者に該当しない事業者（以下「一般事業者」という。）も、任意に計画書や報告書を提出することができます。

(1) 県内に設置しているすべての事業所（連鎖化事業を行う者（フランチャイズチェーン）である場合にあっては、それに加盟する者が設置している当該連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。）の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上の事業者

(2) 使用の本拠の位置を県内に登録する自動車の前年度の末日における台数が、次の①から③までの要件のいずれかに該当する自動車運送事業者

① トラック（貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車を除く。））の台数が200台以上

② バス（道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業）の台数が200台以上

③ タクシー（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車）の台数が350台以上

<フランチャイズチェーン>

○条例において連鎖化事業を行う者（フランチャイズチェーン）とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」第26条第2項に規定する事業者をいいます。

○フランチャイズチェーンについては、一つの事業者と見なして、フランチャイズチェーンの本部が、計画書や報告書を提出することとなります。

○フランチャイズチェーンの要件は次のとおりです。

① 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、以下の事項に関する定めがある者
(ア) エネルギー起源二酸化炭素（省エネ法と同様）

a エネルギーの使用の状況の報告に関する事項

b 空気調和設備、冷凍機器・冷蔵機器、照明器具、調理用機器・加熱用機器の機種、性能又は設定温度等の使用方法の指定に関する事項

(イ) (ア)以外の温室効果ガス（非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）

a 温室効果ガスの排出を伴う事業活動の状況の報告に関する事項

b aの報告に係る温室効果ガスの区分に応じ、温室効果ガスの排出を伴う設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

② 連鎖化事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は事業を行う者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに上記の定めがある場合であって、それらの定めを遵守するよう約款に定めがある場合には、約款にそれら定めがあるものとみなす。

2 原油換算エネルギー使用量の算定方法

(1) 算定対象となる活動範囲

算定対象となる活動範囲は、事業者が県内に設置する事業所（店舗、営業所、事務所、配送所、工場等をいい、フランチャイズチェーンである場合にあっては、その加盟者が当該連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。）においてエネルギー起源二酸化炭素（燃料の燃焼、他人から供給された電気及び熱の使用に伴い排出される二酸化炭素）の発生を伴うものとします。

なお、事業所外を移動する自動車等の移動体（社用車、配送車両等）、工事現場等は対象としません。

(2) 算定対象となる期間

計画書及び報告書を提出する年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間です。（令和5年度に提出する計画書及び報告書の対象となるのは、前年度である令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間となります。）

(3) 算定の方法

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する法律（以下「省エネ法」という。）施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により、エネルギー種類ごとの使用量を熱量に換算し、合計して算出します。

実際に計算する際は、「（別紙1）原油換算エネルギー使用量算定表」を用いて、次の手順により行います。

なお、省エネ法の定期報告書の提出において、原油換算エネルギー使用量が15kL／年未満の事業所であって、事業者全体の原油換算エネルギー使用量の1%未満の範囲の事業所として、国に最初に原油換算エネルギー使用量を報告（エネルギー使用状況届出書の提出）する際に用いた値と同じ値を報告することができるとされた事業所については、同じ値を用いることができます。

「（別紙1）原油換算エネルギー使用量算定表」による算定手順

<手順1>

エネルギーの種類ごとに、前年度のエネルギー使用量を「数値A」欄に記入します。（単位に注意）

<手順2>

エネルギーの種類ごとに「数値A」欄の数値に、単位発熱量欄の「数値C」を乗じて得た数値を「熱量B」欄に記入します。

なお、事業者は「数値C」欄の数値に代わり、実測値等に基づいた単位発熱量を設定することができます。

<手順3>

「熱量B」欄の「小計①」及び「小計②」の数値を合算して得た数値を「合計③」欄に記入します。

<手順4>

「熱量B」欄の「合計③」の数値に、0.0258 を乗じて得た数値を「原油換算エネルギー使用量④」欄に記入します。（この数値が、原油換算エネルギー使用量になります。）

3 計画書及び報告書の提出

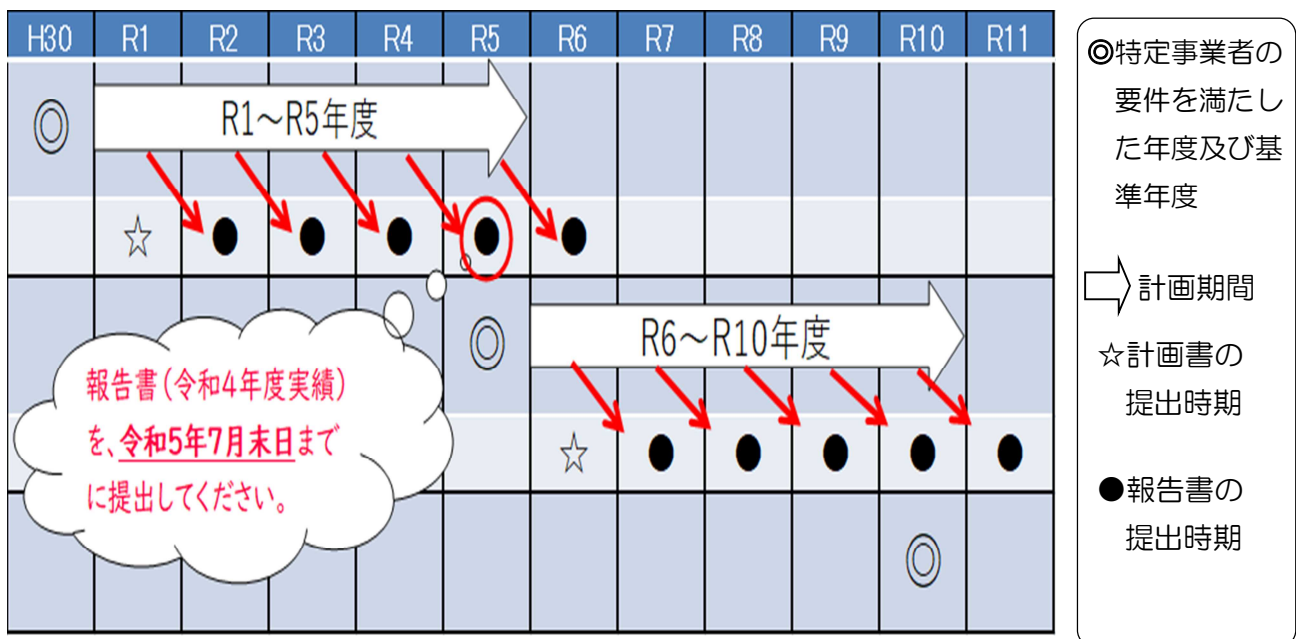
(1) 計画書の提出

計画書は、原則、計画期間（5カ年度以内で事業者が任意に定めることができる）ごとに作成し、計画期間の初年度の7月末日までに提出してください。

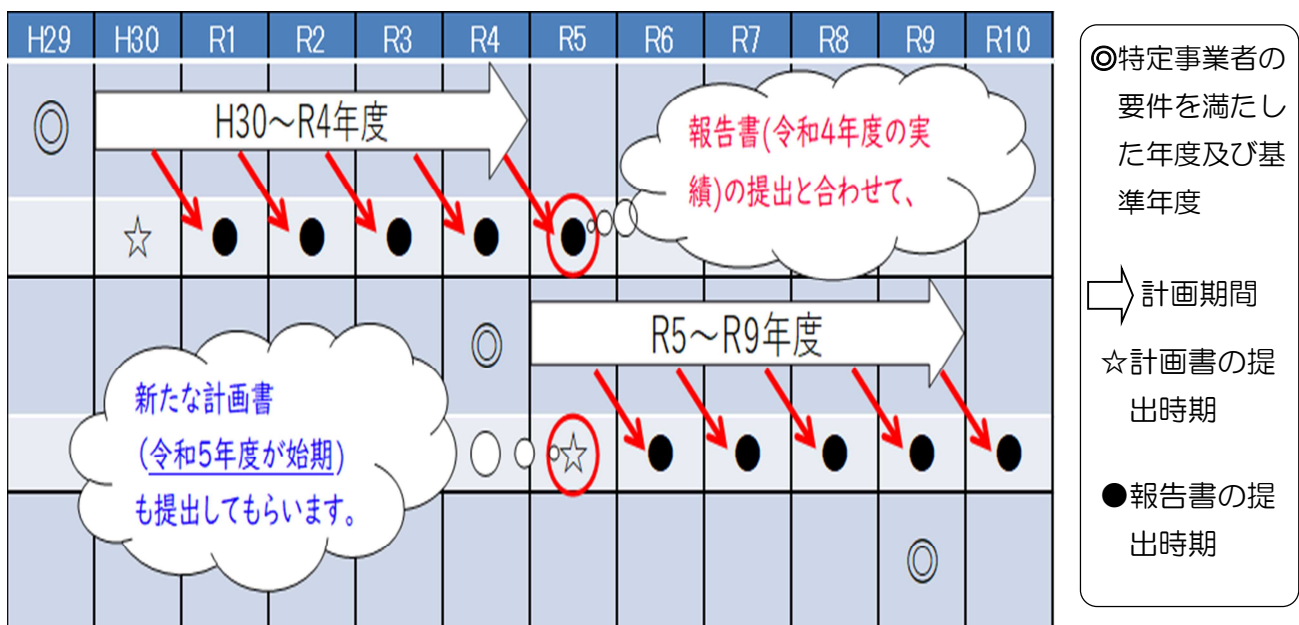
(2) 報告書の提出

報告書は、計画期間中の毎年度の排出実績等について作成し、原則、報告対象年度の翌年度の7月末日までに提出してください。

<例1：計画始期が平成30年度の場合（令和4年度が計画期間中）>



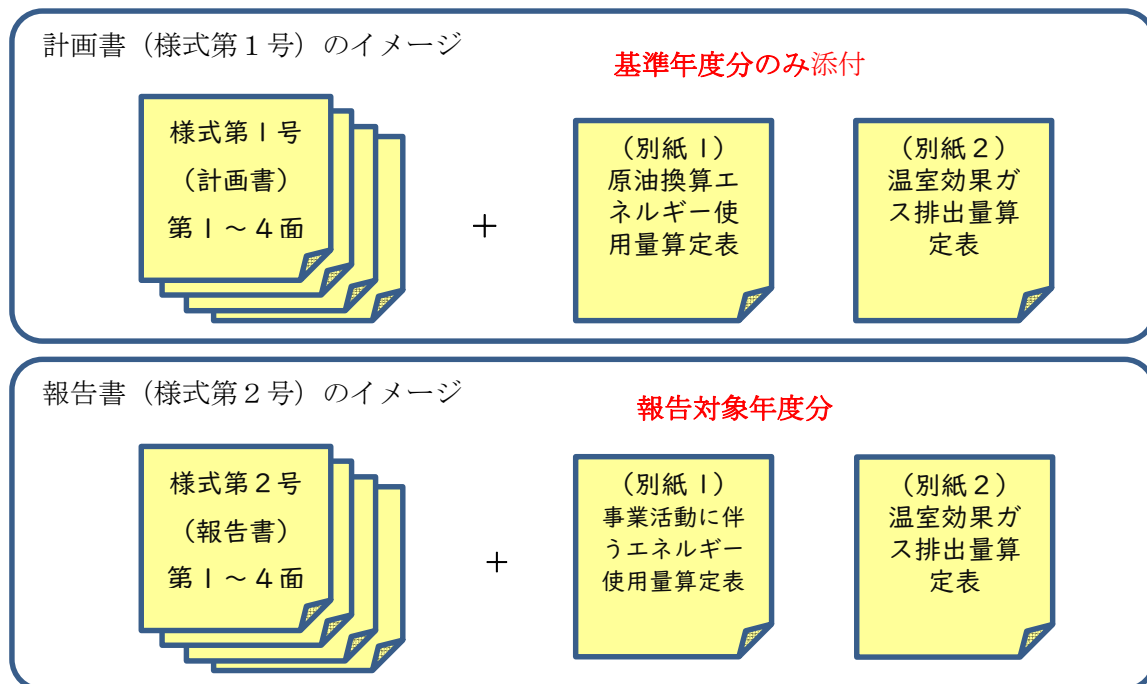
<例2：令和4年度が計画終期であって、引き続き特定事業者該当する場合>



(3) 提出書類

計画書は様式第1号、報告書は様式第2号により提出してください。

※計画書及び報告書の作成の際の押印は不要です。



(4) 提出部数

計画書及び報告書の提出部数は、1部です。

(5) 提出先・提出方法

計画書及び報告書は、秋田県生活環境部温暖化対策課あてに、郵送、持参又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。

<提出先>

秋田県 生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギー班

郵便番号：010-8570

住所：秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電話番号：018-860-1573 ファクシミリ：018-860-3881

電子メール：en-ondanka@pref.akita.lg.jp

4 温室効果ガスの排出量の算定方法

(1) 算定する事業活動の範囲

①工場・事業所を設置する事業者

算定対象となる事業活動は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素（以下「エネルギー起源二酸化炭素」という。）にあっては、県内に設置している事業所におけるエネルギー（燃料、他人から供給された電気及び熱）の使用を伴う活動が対象となります。

ただし、事業所外を移動する自動車等の移動体（社用車、配送車両等）、工事現場等は対象としません。

エネルギー起源以外の温室効果ガス（エネルギー起源以外の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素）については、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）において規定されている温室効果ガスごとに定めた当該温室効果ガスを排出する事業活動が対象となります。

なお、エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、種類毎に算定しますが、二酸化炭素換算数量が100トン未満のものは排出量に算入しないことができます。

②自動車運送事業者

算定対象となる事業活動は、県内に登録しているトラック（被けん引車を除く。）、バス及びタクシーにおけるエネルギーの使用に伴う活動が対象となります。

事業者が設置する事業所（営業所、事務所、配送所等）は対象としません。

なお、自動車運送事業者が設置する県内事業所において、前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上の事業者にも該当する場合は、①、②の区分がわかるように記載した計画書及び報告書を提出することとなります。

③一般事業者（①、②以外の方）

算定対象となる事業活動は、①又は②の取扱とします。

(2) 温室効果ガス排出量の算定方法

次の①及び②により算定された温室効果ガス排出量の合計が、事業者の温室効果ガス排出量になります。（自動車運送事業者にあっては、①のみ）

①エネルギー起源二酸化炭素

エネルギー起源二酸化炭素排出量は、「（別紙2）温室効果ガス排出量算定表」の[1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素排出量]を用いて、次の手順により算定してください。

エネルギー起源二酸化炭素排出量の算定手順

○手引きに示す「(別紙2) 温室効果ガス排出量算定表」を使用し、次の手順で算定します。

＜手順1＞

エネルギーの種類ごとに、前年度のエネルギーの使用量を「数値A」欄に記入します。
(ただし、自家発電による電気使用量については記入しません)

＜手順2＞

販売したエネルギーがある場合は、エネルギーの種類ごとに、販売したエネルギーの量を「数値C」欄に記入します。

＜手順3＞

燃料について、その種類ごとに、「数値A」欄の数値に、手引き参考資料の表-1に掲げる単位発熱量欄の数値を乗じて得た数値を「熱量B」欄に記入します。

なお、表-1に掲げる単位発熱量欄の数値に代わり、実測等に基づいた単位発熱量を設定することができます。その場合には、根拠資料を添付してください。

＜手順4＞

燃料について、販売したエネルギーがある場合は、その種類ごとに、「数値C」欄の数値に、表-1に掲げる単位発熱量欄の数値を乗じて得た数値を「熱量D」欄に記入します。

なお、表-1に掲げる単位発熱量欄の数値に代わり、実測等に基づいた単位発熱量を設定することができます。その場合には、根拠資料を添付してください。

＜手順5＞

燃料について、その種類ごとに、「熱量B」欄の数値から「熱量D」欄の数値を減じて得た数値を「 $E = B - D$ 」欄に記入します。

＜手順6＞

燃料について、その種類ごとに、「 $E = B - D$ 」欄の数値に、手引き参考資料の表-2に掲げる排出係数の数値を乗じて得た数値に、12分の44を乗じて得た数値を「二酸化炭素排出量」欄に記入します。

なお、表-2に掲げる排出係数の数値に代わり、実測等に基づいた排出係数を設定することができます。その場合には、根拠資料を添付してください。

＜手順7＞

熱及び電気(自家発電を除く。)について、その種類ごとに、「数値A」欄の数値から「数値C」欄の数値を減じて得た数値を「 $E = B - D$ 」欄に記入します。

＜手順8＞

熱及び電気(自家発電を除く。)について、その種類ごとに、「 $E = B - D$ 」欄の数値に、表-2に掲げる排出係数を乗じて得た数値を「二酸化炭素排出量」欄に記入します。

なお、上記の排出係数の数値に代わり、実測等に基づいた排出係数を設定することができます。その場合には、根拠資料を添付してください。

＜手順9＞

自家発電について、販売したものがあある場合は、「数値C」欄の数値に、表-2に掲げる排出係数を乗じて得た数値に、-1を乗じた数値を「二酸化炭素排出量」欄に記入します。

＜手順10＞

すべてのエネルギーの種類の「二酸化炭素排出量」欄の数値を合算します。

(この数値が、エネルギー起源二酸化炭素排出量となります。)

②エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス

エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量の算定に当たっては、温対法施行令に示す算定方法等により算定してください。

具体的な算定方法は「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省・経済産業省）」を参考にしてください。

なお、エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、温室効果ガスごとの二酸化炭素に換算した排出量が100トン未満のものは排出量に算入しないことができます。

参考資料：温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省・経済産業省）

第Ⅱ編「温室効果ガス排出量の算定方法」

(URL : <http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>)

算定した結果については、温室効果ガスの種類ごとに「（別紙2）温室効果ガス排出量算定表」の[2 温室効果ガスの総排出量]欄に記載してください。

①で算定したエネルギー起源二酸化炭素との合計が、事業者の温室効果ガス排出量となります。

第2 計画書及び報告書の作成

1 計画書の記載要領

計画書は、様式第1号により作成、提出してください。

(1) 計画書（様式第1号第1面～第4面）

①事業者の住所、氏名

計画書を提出する事業者の住所、氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記載してください。

法人の代表者以外の方が、条例に係る諸手続の委任を受けた場合は、委任状（様式任意）を計画書に添付し、委任を受けた方が所属する事業所の所在地、企業名及び事業所名、委任された方の役職名及び氏名を記載してください。

②主たる事務所の名称、所在地

会社等の本社（本店）の名称及び所在地を記載してください。（「①事業者の住所、氏名」と重複する場合がありますが、必ず記載してください。）

③事業者の主たる業種

日本標準産業分類の中分類から主たる業種を選択し、分類番号と業種名を記載してください。

④該当する事業者の要件

次のアからウまでの区分から、該当する事業者要件を選択し、□に「レ印」を記入してください。（ア及びイのいずれにも該当する場合は、両方の□に「レ印」を記入。）

区分	区分の名称	要 件
ア	規則第4条第1号	県内事業所（店舗、営業所、事務所、配送所、工場、フランチャイズチェーンの場合は加盟事業者等）の前年度のエネルギー使用量の合計が、原油換算で1,500kL以上の事業者
イ	規則第4条第2号	使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の前年度の末日における台数が、次に掲げる要件のいずれかに該当する自動車運送事業者 (a) トラック 200台以上 (b) バス 200台以上 (c) タクシー 350台以上
ウ	条例第9条第3項	区分ア及びイのいずれにも該当しない事業者

⑤前年度の原油換算エネルギー使用量

第1の2により算定した前年度の原油換算エネルギー使用量を記載してください。

⑥前年度末の県内登録の自動車数

自動車運送事業者は、自動車の種類（トラック、バス、タクシーの区分）と前年度末日における県内での登録台数を記載してください。

⑦計画期間

計画期間は5カ年以内とし、事業者自らが期間を設定し記載してください。

設定する計画期間は、4月から3月までを期間とする「年度」が基準となります。

⑧新規、変更の別

新規に計画書を提出する場合は、新規に「レ印」を、すでに提出した計画書を変更した際に提出する計画書（変更後の計画書）を提出する場合は、変更に「レ印」を記入してください。

⑨温室効果ガスの排出の抑制に関する目標を達成するための基本方針

計画期間を通して事業者が定める省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入、目標設定の考え方その他の事業活動による地球温暖化の防止に関する考え方や組織体制などの基本方針を記載してください。

書ききれない場合は欄を広げるか、別紙に記載し添付してください。

⑩事業活動に伴うエネルギーの使用量

事業活動に伴うエネルギーの種類ごとの使用量及び原油換算エネルギー使用量を記載しますが、記載に代えて、手引きに示す別紙1を参照できます、

別紙1を添付する際は、当該欄には「別紙1参照」と記載してください。

⑪温室効果ガスの排出量及び排出の抑制に関する目標

目標の設定にあたっては、温室効果ガスの総排出量を基本としますが、温室効果ガスの総排出量を『温室効果ガスの排出量の抑制に係る取組等が適正に反映される指標（生産数量、延べ床面積等）』（以下「原単位に用いた指標」という。）で除した「原単位排出量」によることができるものとします。

目標の設定に「原単位排出量」を使用した場合であっても、「原単位排出量」の目標数値のほかに、「温室効果ガス排出量」（温室効果ガスの総排出量）の数値についても必ず記載してください。

目標年度における温室効果ガス排出量の設定に当たっては、本県では削減目標は定めていないので、事業者自らが削減目標を定めてください。

ア「区分」

基準年度の欄には、計画期間の初年度の前年度を、目標年度の欄には、計画期間の最終年度を記載してください。

なお、基準年度において事業活動が著しく変動した場合等の特別な事情がある場合は、前年度の温室効果ガス排出量を基準年度としないことに合理的な理由がある場合に限り、県との協議により前年度以外（過去3年間の平均値又は前々年度）を基準年度とすることができます。

イ「温室効果ガス排出量」

- ・基準年度の排出量[A]には、第1の4で算定した温室効果ガス排出量の合計を記載してください。
- ・目標年度の排出量[B]には、温室効果ガスの排出状況や計画期間における取組の内容などを総合的に勘案して、事業者自ら設定した値を記載してください。
- ・対基準年度比には、目標年度の排出量[B]を、基準年度の排出量[A]で除し、100を乗じた数値を記載してください。

ウ「原単位排出量」 （原単位排出量を削減目標とする事業者のみ）

- ・ 基準年度の原単位排出量〔C〕には、基準年度の温室効果ガス排出量〔A〕を、基準年度の原単位に用いた指標の実績値で除した数値を記載してください。
 - ・ 目標年度の原単位排出量〔D〕には、目標年度の温室効果ガス排出量〔B〕を、目標年度の原単位に用いた指標の見込値で除した数値を記載してください。
 - ・ 原単位排出量の対基準年度比には、原単位排出量〔D〕を、基準年度の原単位排出量〔C〕で除し、100を乗じた数値を記載してください。
 - ・ 原単位に用いた指標には、生産数量（トン）、生産金額（円）、建物床面積（㎡）などの指標を記載してください。
- なお、事業内容により単一の原単位を設定できない場合は、複数の原単位に用いた指標を重み付け合算することにより、原単位を設定することができます。
- ・ 原単位に用いた指標の設定方法には、原単位に使用した指標を2以上の複数とした場合の設定の考え方等を記載してください。

⑫温室効果ガスの排出の抑制を図るため実施しようとする措置の内容

事業活動の特性に応じて、実施可能な対策を検討したうえ、適切かつ有効な措置（取組）を記載するとともに、実施する事業所の名称や実施予定年度を記載してください。

具体的な取組内容については、国が示した「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）」や「温室効果ガス排出抑制等指針（平成25年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第1号）」等を参考に検討してください。

<参考となる資料等>

- 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/190401_handanki_jun.pdf 【資源エネルギー庁】

- 温室効果ガス排出抑制等指針 専用web ページ

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/ghg-guideline/> 【環境省】

- 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準

- 旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html

【国土交通省】

⑬条例第11条に規定する措置の内容

条例では、再生可能エネルギー（電力、熱）の供給や、J-クレジットなどの取得等について、計画書や報告書における温室効果ガスの排出の抑制量と見なすこと

ができます。

計画期間中に、再生可能エネルギーの供給やクレジットの取得等により、抑制量と見なす予定がある場合は、その量を記載してください。

なお、抑制量と見なすことができるものは、県内で発生したクレジット等の県内における取組のみが対象となります。

ア 再生可能エネルギーの供給

再生可能エネルギー（電力及び熱）を他に供給する予定がある場合は、供給量及び「特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下「算定省令」という。）第2条第4項に定める係数（熱にあつては第2条第6項の係数）を用いて算定した二酸化炭素の量を記載してください。

イ 再生可能エネルギーの使用による排出削減量等の取得

再生可能エネルギーに係る国内における地球温暖化対策のための排出削減吸収量認証制度により認証されたクレジット（以下「J-クレジット」という。）、国内排出削減量認証制度により認証されたクレジット（以下「国内クレジット」という。）又は、環境省のオフセットクレジット制度により認証されたクレジット（以下「J-VER」という。）を取得する予定がある場合は、そのクレジットに係る二酸化炭素の量を記載してください。

ウ グリーン電力証書又はグリーン熱証書の購入

グリーン電力証書又はグリーン熱証書（一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に基づき発行されたもの）を取得する予定がある場合は、その取得する電力量又は熱量及び、算定省令第2条第4項に定める係数（熱にあつては第2条第6項の係数）を用いて算定した二酸化炭素の量を記載してください。

エ エネルギーの使用の合理化による排出削減量等の取得

省エネに係るJ-クレジット、国内クレジット又はJ-VERを取得する予定がある場合は、そのクレジットに係る二酸化炭素の量を記載してください。

オ 森林の整備及び保全

秋田県独自の「森林吸収量認証制度」である「秋田の森林づくり 森林整備によるCO₂吸収量認証制度実施要綱」によるCO₂吸収量認証を受ける予定がある場合は、同要綱で定める方法により算定した量を記載してください。

カ 森林の保全及び整備による吸収量の取得

森林吸収に係るJ-クレジット又はJ-VERを取得する予定がある場合は、そのクレジットに係る二酸化炭素の量を記載してください。

キ 秋田県産材を利用した建物の新築による固定量の取得

秋田県産材利用促進CO₂固定量認証制度を利用する予定がある場合は、「秋田県産材利用促進CO₂固定量認証制度実施要綱」で定める算定基準により算定した量を記載してください。

ク 温室効果ガスの抑制量の合計

アからキまでを合計した数値を記載してください。

ケ 差引排出量

- ・基準年度の温室効果ガス排出量[A]には、様式第1号第2面の5に記載した基準年度の温室効果ガス排出量[A]の数値を記載してください。
- ・目標年度における温室効果ガス排出量[B]には、温室効果ガスの抑制量の合計[E]を差し引いた数値を記載してください。
- ・対基準年度比には、目標年度の差引排出量 $([B]-[E])$ を、基準年度の温室効果ガス排出量[A]で除し、100を乗じた数値を記載してください。

⑭特記事項

過去の温室効果ガス歳出抑制に係る実績、県外を含めた企業単位・企業グループ単位での削減目標の設定、地球温暖化防止に貢献する技術や商品の開発の取組、実施している環境マネジメントシステムなどについて記載してください。

複数の事業所（工場、事務所、店舗等）を設置している場合は、事業所数を記載してください。

温室効果ガス排出量の対基準年度比が、100%を超える場合（目標年度の総排出量が基準年度より多くなる場合）は、その理由を記載してください。

原油換算エネルギー使用量や温室効果ガスの算定に当たって、独自の係数を使用した場合はその旨を記載するとともに、算定根拠となる資料等を添付してください。

⑮連絡先

計画書を作成した部署名、所在地、担当者氏名、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレスを必ず記載してください。（計画書の内容等で不明な点がある際、県より連絡をさせていただくため。）。

(2) 添付書類

計画書を提出するに当たっては、次の書類を添付してください。

①（別紙1）原油換算エネルギー使用量算定表

基準年度に、県内に設置されているすべての事業所（自動車運送事業者にあつては、県内に登録されているトラック等）における事業活動に伴うエネルギー使用量及び原油換算エネルギー使用量を記載し、添付してください。

②（別紙2）温室効果ガス排出量算定表

基準年度に、県内に設置されているすべての事業所（自動車運送事業者にあつては、県内に登録されているトラック等）から排出される温室効果ガス排出量について、第1の4により算定した結果を記載し、添付してください。

③単位発熱量等の根拠資料

原油換算エネルギー使用量や温室効果ガスの算定に当たって、実測値に基づく単位発熱量や排出係数を使用した場合は、その根拠となる資料を添付してください。

2 報告書の記載要領

報告書は、様式第2号により作成、提出してください。

(1) 報告書（様式第2号第1面～第4面）

①事業者の住所

報告書を提出する事業者の住所、氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記載してください。

法人の代表者以外の方が、条例に係る諸手続の委任を受けた場合は、委任状（様式任意）を報告書に添付し、委任を受けた方が所属する事業所の所在地、企業名及び事業所名、委任された方の役職名及び氏名を記載してください。

なお、計画書の提出の際にすでに委任状を添付している場合は、委任状の添付を省略することができます。

②主たる事務所の名称、所在地

会社等の本社（本店）の名称及び所在地を記載してください。（①事業者の住所、氏名と重複する場合がありますが、必ず記載してください。）

③事業者の主たる業種

日本標準産業分類の中分類から主たる業種を選択し、分類番号と業種名を記載してください。

④該当する事業者の要件

計画書の記載要領（第2の1（1）④）に示す表の区分から、該当する事業者要件を選択し、□に「レ印」を記入してください。（ア及びイのいずれの事業者要件にも該当する場合は、両方の□に「レ印」を記入。）

⑤前年度の原油換算エネルギー使用量

第1の2により算定した報告対象年度の原油換算エネルギー使用量を記載してください。

⑥前年度末の県内登録の自動車数

自動車運送事業者は、自動車の種類（トラック、バス、タクシーの区分）と前年度末日（報告対象年度末日）における県内での登録台数を記載してください。

⑦実施年度

報告対象年度を記載してください。

⑧事業活動に伴うエネルギーの使用量

事業活動に伴うエネルギーの種類ごとの使用量及び原油換算エネルギー使用量を記載しますが、記載に代えて、手引きに示す別紙1を提出することができます。

別紙1を添付する際は、当該欄には「別紙1参照」と記載してください。

⑨温室効果ガスの排出量及び排出の抑制に関する実績等

ア「区分」

基準年度、目標年度の欄には、計画書に記載した数値を記載し、実施年度の欄には、報告対象年度を記載してください。

イ「温室効果ガス排出量」

・基準年度、目標年度及び対基準年度比の欄には、計画書に記載した数値を記載してください。

- ・実施年度の排出量[E]の欄には、報告対象年度の排出量として、第1の4の方法で算定した温室効果ガス排出量を記載してください。
- ・対基準年度比（実績）の欄には、実施年度の排出量[E]を、基準年度の排出量[A]で除し、100を乗じた数値を記載してください。

ウ「原単位排出量」（原単位排出量を削減目標とする事業者のみ）

- ・基準年度、目標年度及び対基準年度比の欄には、計画書に記載した数値を記載してください。
- ・実施年度の前単位排出量[F]の欄には、報告対象年度の排出量[E]を、報告対象年度の前単位に用いた指標の実績値で除した数値を記載してください。
- ・前単位排出量の対基準年度比（実績）の欄には、実施年度の前単位排出量[F]を、基準年度の前単位排出量[C]で除し、100を乗じた数値を記載してください。
- ・前単位に用いた指標には、計画書に記載したとおり記載してください。

なお、「前単位に用いた指標」を変更した場合は、変更後の計画書を提出してください。

⑩温室効果ガスの排出の抑制を図るため実施した措置の内容

報告対象年度に、計画書に基づき温室効果ガス排出量の削減のため実施した措置（取組）の内容を記載してください。

なお、排出量の削減に直接つながらない社会貢献活動などについては、「特記事項」に記載してください。

⑬条例第11条に規定する措置の内容

報告対象年度に再生可能エネルギーを他に供給した場合や、J-クレジット、国内クレジット又はJ-VERを取得したことなどにより、温室効果ガスの排出抑制量と見なす場合は、その量を記載してください。

温室効果ガスの抑制量の算定は、計画書の記載要領（第2の1（1）⑬）を参照してください。

なお、この場合、再生可能エネルギーの供給量やクレジットの取得などを確認できる証書や資料等を添付してください。

⑭特記事項

報告対象年度の温室効果ガス排出量の削減に係る実績、県外を含めた企業単位・企業グループ単位での削減実績、地球温暖化防止に貢献する技術や商品の開発の取組などについて、記載してください。

報告対象年度における温室効果ガス排出量の対基準年度比が100%を超えた場合は、その理由などを記載してください。なお、計画期間最終年度の場合において、総排出量が目標年度より多くなる際には、同様にその理由を記載してください。

また、温室効果ガスの算定に当たって、独自の係数を使用した場合はその旨を記載するとともに、算定根拠となる資料等を必要に応じて添付してください。

⑮連絡先

報告書を作成した部署名、所在地、担当者名、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレスを必ず記載してください。（報告書の内容等で不明な点がある際、県より連絡をさせていただくため。）

(2) 添付書類

報告書を提出するに当たっては、次の書類を添付してください。

①（別紙１）事業活動に伴うエネルギー使用量算定表（※）

報告対象年度に、県内に設置されているすべての事業所（自動車運送事業者にあつては、県内に登録されているトラック等）における事業活動に伴うエネルギー使用量を記載し、添付してください。

※原油換算エネルギー使用量算定表と同じ様式になります。

②（別紙２）温室効果ガス排出量算定表

報告対象年度に、県内に設置されているすべての事業所（自動車運送事業者にあつては、県内に登録されているトラック等）から排出される温室効果ガス排出量について、第１の４により算定した結果を記載し、添付してください。

③単位発熱量等の根拠資料

原油換算エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の算定に当たって、実測値に基づく単位発熱量や排出係数を使用した場合は、その根拠となる資料を添付してください。

第3 計画書の変更

1 計画書の変更

温室効果ガスの排出量に係る目標数値の変更、原単位に用いた指標の変更や目標や実績値に影響を与えるような措置（取組）の内容の変更を行った場合は、様式第1号により変更後の計画書を作成し、提出してください。

また、これ以外にも、法人等の代表者の変更、名称、所在地が変更となった場合も、変更後の計画書を提出していただくこととなります。

変更後の計画書の作成に当たっては、第2の1計画書の作成方法により作成してください。なお、変更のあった箇所のみ記載してもかまいません。

2 計画書の廃止

条例では、計画書の廃止については特に規定しておりません。

計画期間中に温室効果ガス排出抑制の取組を実施したことにより、特定事業者の要件に該当しなくなった場合であっても、原則、計画期間が終了するまでは報告書を提出していただくこととなります。

ただし、一部の事業所を廃止したり、合併等で事業規模が縮小した場合などの特別な事由により、計画期間終了まで特定事業者の要件を満たさないことが明らかな場合は、計画を廃止することができます。（別途ご相談ください）

3 計画書又は報告書の公表

提出のあった計画書又は報告書については、県で内容を確認し計画書又は報告書の概要を県のホームページにて公表します。

4 計画書制度に対する問い合わせ先

秋田県 生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギー班

郵便番号：010-8570

住所：秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電話番号：018-860-1573 ファクシミリ：018-860-3881

電子メール：en-ondanka@pref.akita.lg.jp

【様式】

(別紙 1)

原油換算エネルギー使用量算定表

エネルギーの種類			エネルギー使用量		単位発熱量		
			単位	数値 A	熱量 (GJ) B (= A × C)	数値 C	単位
燃料 及 び 熱	原油 (コンデンセートを除く。)		k L			38.2	GJ/ k L
	原油のうちコンデンセート (NGL)		k L			35.3	GJ/ k L
	揮発油 (ガソリン)		k L			34.6	GJ/ k L
	ナフサ		k L			33.6	GJ/ k L
	灯油		k L			36.7	GJ/ k L
	軽油		k L			37.7	GJ/ k L
	A 重油		k L			39.1	GJ/ k L
	B ・ C 重油		k L			41.9	GJ/ k L
	石油アスファルト		t			40.9	GJ/ t
	石油コークス		t			29.9	GJ/ t
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t			50.8	GJ/t
		石油系炭化水素ガス	千 m³			44.9	GJ/千 m³
	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t			54.6	GJ/t
		その他の可燃性天然ガス	千 m³			43.5	GJ/千 m³
	石炭	原料炭	t			29.0	GJ/ t
		一般炭	t			25.7	GJ/ t
		無煙炭	t			26.9	GJ/ t
	石炭コークス		t			29.4	GJ/ t
	コールタール		t			37.3	GJ/ t
	コークス炉ガス		千 m³			21.1	GJ/千 m³
	高炉ガス		千 m³			3.41	GJ/千 m³
	転炉ガス		千 m³			8.41	GJ/千 m³
	その他燃料	都市ガス	千 m³				GJ/千 m³
	産業用蒸気		GJ			1.02	GJ/GJ
産業用以外の蒸気		GJ			1.36	GJ/GJ	
温水		GJ			1.36	GJ/GJ	
冷水		GJ			1.36	GJ/GJ	
小計 ①							
電 気	電気事業者	昼間買電	千 k Wh			9.97	GJ/千 k Wh
		夜間買電	千 k Wh			9.28	GJ/千 k Wh
	その他	上記以外の買電	千 k Wh			9.76	GJ/千 k Wh
		自家発電	千 k Wh				GJ/千 k Wh
	小計 ②						
合計(GJ) ③=①+②							
原油換算エネルギー使用量 (k L) ④=③×0.0258						0.0258	kL/GJ

備考

- 1 都市ガスの単位発熱量「数値C」欄の数値は、ガス供給事業者ごとの実際の数値を用いること。
- 2 昼間買電とは、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を用いて供給を受ける電気の使用量のうち、8時から22時までの使用量をいい、夜間買電とは、22時から翌日8時までの使用量をいう。
昼夜間の区別ができない場合は、すべての使用量を昼間の使用量として報告すること。

(別紙2)

温室効果ガス排出量算定表

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素排出量

エネルギーの種類		() 年度							二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	
		エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量			E=B・D		
		数値 A	単位	熱量(GJ) B	数値 C	単位	熱量(GJ) D			
燃 料	原油（コンデンセートを除く）		k L			k L				
	原油のうちコンデンセート（NGL）		k L			k L				
	揮発油（ガソリン）		k L			k L				
	ナフサ		k L			k L				
	灯油		k L			k L				
	軽油		k L			k L				
	A重油		k L			k L				
	B・C重油		k L			k L				
	石油アスファルト		t			t				
	石油コークス		t			t				
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）		t			t			
		石油系炭化水素ガス		千 m ³			千 m ³			
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）		t			t			
		その他可燃性天然ガス		千 m ³			千 m ³			
	石炭	原料炭		t			t			
		一般炭		t			t			
		無煙炭		t			t			
	コークス		t			t				
	コールタール		t			t				
	コークス炉ガス		千 m ³			千 m ³				
	高炉ガス		千 m ³			千 m ³				
	転炉ガス		千 m ³			千 m ³				
	その他の燃料	都市ガス		千 m ³			千 m ³			
小 計 ①										
熱	産業用蒸気		G J			G J				
	産業用以外の蒸気		G J			G J				
	温水		G J			G J				
	冷水		G J			G J				
	小 計 ②									
電 気	電気事業者	昼間買電		千 k W h			千 k W h			
		夜間買電		千 k W h			千 k W h			
	その他	上記以外の買電		千 k W h			千 k W h			
		自家発電		千 k W h			千 k W h			
	小 計 ③									
合計(t-CO ₂) ④＝①＋②＋③										

備考

「E=B-D」は、熱にあつては「E=A-C」とする。

※(別紙2)の続き

2 温室効果ガスの総排出量

区 分		温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の 排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素④	t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素	t-CO ₂
メタンの排出量		t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量		t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量		t-CO ₂
三ふっ化窒素の排出量		t-CO ₂
合 計		t-CO ₂

【参考資料】

表－１ エネルギー種類別の熱量換算係数

エネルギーの種類			単位	単位発熱量	
				数値	単位
燃 料	原油（コンデンセートを除く。）		kL	38.2	GJ／kL
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kL	35.3	GJ／kL
	揮発油（ガソリン）		kL	34.6	GJ／kL
	ナフサ		kL	33.6	GJ／kL
	灯油		kL	36.7	GJ／kL
	軽油		kL	37.7	GJ／kL
	A重油		kL	39.1	GJ／kL
	B・C重油		kL	41.9	GJ／kL
	石油アスファルト		t	40.9	GJ／t
	石油コークス		t	29.9	GJ／t
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t	50.8	GJ／t
		石油系炭化水素ガス	千 m ³	44.9	GJ／千 m ³
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t	54.6	GJ／t
		その他の可燃性天然ガス	千 m ³	43.5	GJ／千 m ³
	石炭	原料炭	t	29.0	GJ／t
		一般炭	t	25.7	GJ／t
		無煙炭	t	26.9	GJ／t
	石炭コークス		t	29.4	GJ／t
	コールタール		t	37.3	GJ／t
	コークス炉ガス		千 m ³	21.1	GJ／千 m ³
	高炉ガス		千 m ³	3.41	GJ／千 m ³
	転炉ガス		千 m ³	8.41	GJ／千 m ³
	都市ガス		千 m ³	※ 1	GJ／千 m ³
熱	産業用蒸気		GJ	1.02	GJ／GJ
	産業用以外の蒸気		GJ	1.36	GJ／GJ
	温水		GJ	1.36	GJ／GJ
	冷水		GJ	1.36	GJ／GJ
電 気	電気事業者	昼間買電 ※ 2	千 kWh	9.97	GJ／千 kWh
		夜間買電 ※ 2	千 kWh	9.28	GJ／千 kWh
	その他	上記以外の買電	千 kWh	9.76	GJ／千 kWh

※ 1 都市ガスの単位発熱量は、ガス供給事業者ごとの実際の数値とする。

※ 2 昼間買電とは、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を用いて供給を受ける電気の使用量のうち、8時から22時までの使用量をいい、夜間買電とは、22時から翌日8時までの使用量をいう
昼夜間の区別ができない場合は、すべての使用量を昼間の使用量として報告すること。

表－２ 燃料の使用に関する排出係数

エネルギーの種類			排出係数	
			数値	単位
燃 料	原油（コンデンセートを除く。）		0.0187	t -C/GJ
	原油のうちコンデンセート（NGL）		0.0184	t -C/GJ
	揮発油（ガソリン）		0.0183	t -C/GJ
	ナフサ		0.0182	t -C/GJ
	灯油		0.0185	t -C/GJ
	軽油		0.0187	t -C/GJ
	A重油		0.0189	t -C/GJ
	B・C重油		0.0195	t -C/GJ
	石油アスファルト		0.0208	t -C/GJ
	石油コークス		0.0254	t -C/GJ
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	0.0161	t -C/GJ
		石油系炭化水素ガス	0.0142	t -C/GJ
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	0.0135	t -C/GJ
		その他の可燃性天然ガス	0.0139	t -C/GJ
	石炭	原料炭	0.0245	t -C/GJ
		一般炭	0.0247	t -C/GJ
		無煙炭	0.0255	t -C/GJ
	石炭コークス		0.0294	t -C/GJ
	コールタール		0.0209	t -C/GJ
	コークス炉ガス		0.0110	t -C/GJ
高炉ガス		0.0263	t -C/GJ	
転炉ガス		0.0384	t -C/GJ	
都市ガス		0.0136	t -C/GJ	
熱	産業用蒸気		0.060	t -CO ₂ /GJ
	産業用以外の蒸気		0.057	t -CO ₂ /GJ
	温水		0.057	t -CO ₂ /GJ
	冷水		0.057	t -CO ₂ /GJ
電気 ※			—	t -CO ₂ / 千 kWh

※ 電気の排出係数は、次の排出係数を用いること。

- ① 電気事業者から供給された電気を使用している場合にあつては、国が公表する電気事業者ごとの排出係数
- ② 電気事業者以外の者から供給された電気を使用している場合にあつては、実測等に基づく適切な係数
- ③ ①及び②で算定できない場合は、環境大臣・経済産業大臣が公表する係数

表－３ 温室効果ガスの種類ごとの地球温暖化係数

温室効果ガスの種類		別名	地球温暖化係数
1	二酸化炭素 (CO_2)	—	1
2	メタン (CH_4)	—	25
3	一酸化二窒素 (N_2O)	—	298
4	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	—	—
	トリフルオロメタン	HFC-23	14,800
	ジフルオロメタン	HFC-32	675
	フルオロメタン	HFC-41	92
	1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	3,500
	1・1・2・2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,100
	1・1・1・2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,430
	1・1・2-トリフルオロエタン	HFC-143	353
	1・1・1-トリフルオロエタン	HFC-143a	4,470
	1・2-ジフルオロエタン	HFC-152	53
	1・1-ジフルオロエタン	HFC-152a	124
	フルオロエタン	HFC-161	12
	1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	3,220
	1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	9,810
	1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236ea	1,370
	1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236cb	1,340
	1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	693
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	1,030
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン	HFC-365mfc	794
	1・1・1・2・3・4・4・5・5・5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,640
5	パーフルオロカーボン (PFC)	—	—
	パーフルオロメタン	PFC-14	7,390
	パーフルオロエタン	PFC-116	12,200
	パーフルオロプロパン	PFC-218	8,830
	パーフルオロシクロプロパン	—	17,340
	パーフルオロブタン	PFC-31-10	8,860
	パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	10,300
	パーフルオロペンタン	PFC-41-12	9,160
	パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	9,300
	パーフルオロデカリン	PFC-91-18	7,500
6	六ふっ化硫黄 (SF_6)	—	22,800
7	三ふっ化窒素 (NF_3)	—	17,200

表－４ 日本標準産業分類 中分類（平成 25 年 10 月改訂版）

番号	業種名	番号	業種名
1	農業	36	水道業
2	林業	37	通信業
3	漁業（水産養殖業を除く）	38	放送業
4	水産養殖業	39	情報サービス業
5	鉱業，採石業，砂利採取業	40	インターネット附随サービス業
6	総合工事業	41	映像・音声・文字情報制作業
7	職別工事業（設備工事業を除く）	42	鉄道業
8	設備工事業	43	道路旅客運送業
9	食料品製造業	44	道路貨物運送業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	45	水運業
11	繊維工業	46	航空運輸業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	47	倉庫業
13	家具・装備品製造業	48	運輸に附帯するサービス業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	49	郵便業（信書便事業を含む）
15	印刷・同関連業	50	各種商品卸売業
16	化学工業	51	繊維・衣服等卸売業
17	石油製品・石炭製品製造業	52	飲食料品卸売業
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	53	建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
19	ゴム製品製造業	54	機械器具卸売業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	55	その他の卸売業
21	窯業・土石製品製造業	56	各種商品小売業
22	鉄鋼業	57	織物・衣服・身の回り品小売業
23	非鉄金属製造業	58	飲食料品小売業
24	金属製品製造業	59	機械器具小売業
25	はん用機械器具製造業	60	その他の小売業
26	生産用機械器具製造業	61	無店舗小売業
27	業務用機械器具製造業	62	銀行業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	63	協同組織金融業
29	電気機械器具製造業	64	貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関
30	情報通信機械器具製造業	65	金融商品取引業，商品先物取引業
31	輸送用機械器具製造業	66	補助的金融業等
32	その他の製造業	67	保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）
33	電気業	68	不動産取引業
34	ガス業	69	不動産賃貸業・管理業
35	熱供給業	70	物品賃貸業

番号	業種名	番号	業種名
71	学術・開発研究機関	86	郵便局
72	専門サービス業（他に分類されないもの）	87	協同組合（他に分類されないもの）
73	広告業	88	廃棄物処理業
74	技術サービス業（他に分類されないもの）	89	自動車整備業
75	宿泊業	90	機械等修理業（別掲を除く）
76	飲食店	91	職業紹介・労働者派遣業
77	持ち帰り・配達飲食サービス業	92	その他の事業サービス業
78	洗濯・理容・美容・浴場業	93	政治・経済・文化団体
79	その他の生活関連サービス業	94	宗教
80	娯楽業	95	その他のサービス業
81	学校教育	96	外国公務
82	その他の教育，学習支援業	97	国家公務
83	医療業	98	地方公務
84	保健衛生	99	分類不能の産業
85	社会保険・社会福祉・介護事業		

秋田県 生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギー班

郵便番号 : 010-8570

住 所 : 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電話番号 : 018-860-1573 ファクシミリ : 018-860-3881

電子メール : en-ondanka@pref.akita.lg.jp